

呉市立東畑中学校

令和7年度 生徒指導規程



校 訓

進取・・・自分から進んで物事に取り組む
礼節・・・社会の秩序を守るための礼儀作法
求学・・・自ら学びを求める

学校教育目標

『賢く 優しく 逞しく』

—進取 ・ 礼節 ・ 求学—

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、本校の教育目標（学び・挨拶・やる気いっぱいの生徒の育成）を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条 (登下校について)

生徒は時間を守り、規律ある生活を送らなければならない。

(1) 8時20分までに登校し、自分の席に着席しておく。（着席していない場合は、遅刻扱い）

(2) 各授業ではチャイムが鳴る1分前に自分の席についておく。（着ベルを徹底する。）
チャイムは休憩時間の終わりの合図ではなく、授業の開始の合図である。

(3) 下校時間（完全下校・帰宅）について

17時00分活動終了、17時15分完全下校（正門の外に出る）

※途中寄り道をせず、遅くとも17時45分～18時までには必ず帰宅すること。

※大会・コンクール・演奏会・呉市立中学校連合音楽会前1週間は、30分延長可能。ただし、保護者の了承を得て、部活動等延長承諾書を顧問に提出する。

※テスト期間中：原則帰りの会終了後、速やかに帰宅し学習すること。

第3条 (髪型について)

(1) 染髪、脱色、パーマ、カール、その他特殊な髪型は禁止とする。

前述の髪型にした場合は、保護者と連携をし、短い髪に揃えて直す。(1週間以内に)

(2) 前は目がかくれない程度、後は肩のラインにかからない程度とする。

(3) 肩のラインにかかるときは、結ぶか一般的な三つ編みで（特殊な編み方や中途半端な編み方は禁止）。結ぶときは、黒・紺の一角で飾りのないゴムを使用する。また、結ぶ場所は、頭の上や横でなく、耳のラインより下で2つに結ぶ又は1つに結ぶ。ポニーテールやツインテールにしない。一般的な三つ編みの場合は、三つ編みの最後で結ぶ。まとめ髪やおだんごをつくったりしてはいけない。

(4) ピンを使用するときは、黒系のアメピンを使用する。ハーフアップはしない。

(5) 整髪料（ワックス・ムース等）は使用しない。

(6) 眉毛を剃ったり、切ったり、抜いたり、染めたりするようなことはしない。

第4条 (制服および服装について) ※年間を通して、各自が体調を考えて学校指定の制服を着用する。

(1) ブレザーを着用の場合

① ブレザー、ズボン、スカートについて

- ・学校指定のものを着用し、変形させたりしない。※登校後、教室で名札をつける。
- ・適切な長さのズボンを着用し、腰パン等ずらしてはかないようにする。また、ズボンのホックは必ず留める。
- ・スカートは、ひざ頭が完全にかくれるものを着用する。
- ・ブレザーの長さを変えたりしない。
- ・ブレザーの腕まくりやボタンを開ける等の中途半端な着方はしない。

② ポロシャツについて

- ・第1・2ボタンを必ずしめて着用する。
- ・シャツ出しや腕まくり等の、中途半端な着方はしない。
- ③ セーター、ベスト、ジャージについて
 - ・学校指定のセーター・ベストを着用する。
 - ・寒いとき、ブレザーの下にセーター、ベストを着用してもよい。（ジャージ等は禁止）
 - ・ブレザーから著しくはみ出して着てはいけない。
 - ・セーター、ベストだけで、生活をするのは不可とする。（安全のため）
- ④ 肌着について
 - ・無地の肌着を必ず着用する。
 - ・ハイネック等は禁止とする。
- ⑤ ベルトについて
 - ・ズボン着用時は黒、紺、茶色の1色で飾りのない標準型のものを必ず着用する。
- ⑥ 靴下（ソックス）およびタイツ着用について
 - ・**無地で白・黒・紺の標準型ソックスとする。**（くるぶしが隠れていないソックス・著しく長いハイソックス・ルーズソックスは不可）膝とくるぶしの中間位のソックスが望ましい。また、靴下を折って履いたりしない。
 - ・11月1日～3月31日の間、黒色・ベージュのタイツを着用することができる。タイツの厚さは肌が透けない物とする。
 - ・体育時にハーフパンツを着用する場合は、タイツを着用しない。
- ⑦ レインコート・カッパ・雨靴について
 - ・レインコート・カッパ・雨靴は、必要に応じて着用してもよい。
- ⑧ 防寒具について（手袋・マフラー・ネックウォーマー・ウィンドブレーカー）

《着用期間》

登下校時 11月1日～3月31日まで着用可能。

気温によっては期間の変更がある場合は連絡する。

《使用方法》

- ・通学時は着用してもよいが、校内では着用してはならない。（生徒玄関ではずす）
- ・部活動時 随時着用可能。ただし、顧問の先生の指示に従うこと。

「着用してもよい場合」

- ・登下校時、体育の授業、修学旅行、校外学習、その他先生から指示がある場合。

「着用してはいけない場合」

- ・登校後の廊下、教室での授業中、休憩時間等、体育館での朝会、職員室への入室時。

ウィンドブレーカー（学校指定のもの）について

《使用方法》

- ・ブレザーの上から着用する。（ウィンドブレーカーはあくまでも防寒具として）
- ・チャックはきちんと閉める。
- ・ウィンドブレーカーパンツは登校時（制服時）には着用しない。
- ・体育の授業や部活動では、期間にかかわらず、使用可能。ただし、保健体育科や部活動顧問の指示に従うこと。

マフラー・ネックウォーマーについて

- ・無地で単色に限る。（ネックウォーマーはワンポイントまで可）

（2）ブレザーを着用しない場合

- ① 規程のポロシャツとズボンまたは、スカートを着用する。
※登校後、教室で名札をつける。
- ② 第1ボタンをあけてもよい。（熱中症対策）
- ③ ポロシャツの下には、無地の肌着を必ず着用する。
- ④ ズボン着用時は、ベルトを必ず着用する。黒、紺、茶色の一色で飾りのない標準型のもの

とする。スカート着用時は、ひざ頭が完全にかくれるものを着用する。

⑤ シャツ出し等のだらしない着方はしない。

(3) 儀式の服装について

① 6月から9月30日までの儀式については、ブレザーを着用しない。

② 10月から5月31日までの儀式については、ブレザーを着用する。

※儀式とは、就任式、始業式、入学式、終業式、修了式、卒業式、離退任式。

第5条（履き物について）

(1) 通学靴について

- ・白地でひも付きの運動靴であること。（ハイカットシューズ不可）
- ・ワンポイント、ラインとも白に限る。アクセサリはつけない。
- ・名前を靴の内側に記入する。
- ・体育の授業や部活動等で運動をする機会が多いのでスニーカーよりランニングシューズが望ましい。

(2) 上履きについて

- ・学校指定のスリッパまたは上履きを履く。
- ・後中央と上側に黒マジックで苗字を記入する。
- ・落書きや装飾はしない。（落書きや変形を行った場合は買い替える。）

(3) 体育館シューズについて

- ・学校指定の体育館シューズを履く。
- ・後中央に黒マジックで苗字を記入する。
- ・落書きや装飾はしない。（落書きや変形を行った場合は買い替える。）

第6条（通学かばんについて）

(1) 通学かばん（メインバッグ）

- ・自分のネーム入りの学校指定のものにかぎる。
- ・キーホルダーなどの装飾物はつけない。（お守りはカバンの中に入れる。）
- ・かばんに落書きをしない。（落書きや変形を行った場合は買い替える。）
- ・通学時は、特別指示がない場合は、メインバッグを必ず使用する。

(2) 補助かばん（サブバッグ）

- ・自分のネーム入りの学校指定のものに限る。
- ・通学時に、通学カバンに入らないものをいれるために用いること。
- ・キーホルダーなどの装飾物はつけない。（お守りはカバンの中に入れる。）
- ・かばんに落書きをしない。（落書きや変形を行った場合は買い替える。）
- ・部活動の試合、修学旅行、遠足などの行事に使用すること。
- ・補助カバンのみで通学しない。（指示された場合は除く）

第7条（学校生活に関すること）

- (1) 毎朝遅刻をせずに登校する。遅刻・欠席の場合は、朝7時30分から8時までに学校に保護者が連絡を入れること。遅刻した場合、登校したらまず職員室に行って登校連絡を入れること。
- (2) いじめやいじめにつながる人の嫌がる行動は絶対にしない。
- (3) 校舎内では静かに行動し、走ったり、騒いだりしない。また、立入禁止場所に入ったり、窓や手すりに腰掛けるなどの危険なことをしてはならない。
- (4) 自分たちの教室以外の場所に勝手に入らない。

- (5) 特別教室・体育館・グラウンド等で授業が行われる場合は、自分たちの教室の電気を消し、鍵を必ず施錠する。鍵は、職員室に返すか鍵当番が責任を持って管理する。
- (6) 登校したら下校時まで、許可なく校外に出てはならない。
- (7) 公共物、建造物、その他学校の物は大切に扱い、傷つけたり、落書きしたりしてはならない。もし破損したときは、必ず先生に届け出て弁償すること。
- (8) 昼食時には、自分の教室で自分の席について静かに食事をする。自分の教室以外の場所では食べてはならない。また、全員そろって食事を開始すること。
- (9) 飲み物については、お茶や水に限る。
- (10) 感謝の気持ちを持って掃除に取り組み、無言で丁寧に掃除をする。
- (11) 下校は、寄り道をせずにまっすぐ帰宅する。

第8条（授業・学習に関すること）

- ・授業開始・終了の挨拶をきちんと行う。
- ・毎時間の授業を大切にする。（着ベル・私語厳禁・勝手な立ち歩き・忘れ物をしない）
- ・家庭学習で予習・復習をきちんと行い、宿題は必ず家でやってくる。
- ・トイレは、事前に『移動・準備時間』及び『昼休憩時間』に行っておく。授業中のトイレは原則禁止するが、どうしても必要な場合は、先生の許可を得て行くこと。
- ・授業道具は、教室に置いたままにしてもいいと許可が出ている物については持ち帰らなくてもいい。

第9条（試験に関すること）

- (1) カンニング行為等の不正行為（不要な声や音を出す、机や筆記用具への書き込み、ポケット等にカンニングにつながる物を持っている、他人の解答を見る又は見ようとする、始まりの合図をする前に勝手に開始する、終わりの合図があった後に書き加えるなど）があった場合、該当教科は0点とする。
- (2) テスト日に欠席した場合は、問題流出の観点から再テストは行わない。インフルエンザ等の出席停止の場合も同様とする。なお、これらの場合は、これまでの学習状況を配慮し見込み点とする。遅刻した場合でテスト開始から20分以降は、教室で受験することはできるが、当該教科は見込み点とする。時間の延長や別室受験は認めない。
- (3) テスト時は、鉛筆（**シャープペンシル**）・消しゴム・コンパス・定規を必ず用意すること。

第10条（その他禁止事項）

- (1) 学習に必要なもの以外は、学校に持ってきてはならない。
不要物を持ってきた場合、教師が一時預り、保護者と連携を図り、保護者に返す。
- (2) 所持品には、紛失を防ぐために記名する。紛失したらすぐに届け出る。
- (3) 不必要なお金は持っていない。
納金は登校したらすぐに、必ず先生に預ける。
- (4) 生徒同士での金銭や物品の貸し借り・おごりは、厳禁とする。
- (5) ライターやマッチ等の火気類、カッターナイフやはさみなどの刃物類は、持っていない。授業等で先生の指示がある場合はその指示に従うこと。
- (6) 香水の使用・持参は禁止とする。制汗剤は、香料等によりアレルギー症状等ができる人もいるので、臭いのない無香料の物を使用すること。
ハンドクリームやリップクリーム等の保湿クリームも同様に無色・無香料のものとする。

(7) 登下校時の買い食いは厳禁とする。また、お菓子等の間食も持ってきてはならない。

第11条（保健衛生について）

- ・保健室の利用は、心身の不調がある場合とする。
- ・保健室は、原則『移動・準備時間』及び『昼休憩時間』に利用する。
- ・授業中に保健室を利用したい時は、担任や教科担当教員に「保健室連絡票」を記入してもらい許可を得て来室する。原則1人で来室する。ただし、体調やケガの具合等が著しく悪い場合は、保健生活委員に付き添ってもらう。
- ・1日1時間の利用とする。体調不良で1時間休養しても回復しない場合は、保護者に連絡後帰宅し家で休養する。また、体調不良で1時間休養した日の部活動は、原則行わないか見学とし翌日のために体調を整える。
- ・保健室へ入室する時は、靴箱に上履きを揃えて入れる。
- ・保健室内では大声を出して騒がない。養護教諭の指導がきけない場合は、退室措置をとる。
- ・感染症の予防のため手洗い・うがいを『移動・準備時間』及び『昼休憩時間』に積極的に行う。

第3章 校外での生活に関すること

第12条（校外生活について）

- (1) アルバイトは禁止とする。
- (2) 夜間外出（19時以降の外出※習い事は除く）や深夜徘徊は、補導対象となり禁止とする。
飲食店、映画館、ゲームセンター、カラオケ、ボーリング場、インターネットカフェ、漫画喫茶などの娯楽施設への出入りは、「いつ、誰と、どこに、何をしに行く、帰宅時間」などを保護者に伝え、各家庭で責任を持つこと。
- (3) 携帯電話やスマートフォン等の通信機器の校内への持ち込みは禁止する。緊急に保護者に連絡を取りたいときは先生に相談し職員室の電話を使用する。私用の場合は、10円を支払って使用する。また、携帯電話・スマートフォンを家庭で使用する場合は、各家庭での責任において、これまでの学習で学んだ危険等を十分に考え使用すること。特に「知らない人とのやりとり」や「人の悪口を書き込む」、「YouTube等に不適切な画像・動画をアップする」、「他人の個人情報を流出させる」等の行為は、犯罪です。絶対にしないこと。
- (4) **SNS**等を各家庭での責任において利用する場合は、個人情報that特定できる内容（写真・動画を含む）を記載しない。個人情報の取り扱いには十分注意すること。万が一トラブルが生じた場合は、警察に相談し対応してもらう場合もある。
- (5) 自転車通学は禁止とする。バス通学は原則として禁止とする。（学区外通学は許可制）

第4章 特別な指導に関すること

第13条（問題行動への特別な指導）

- 1 問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。授業エスケープ、授業妨害、教職員への暴言、指導無視、器物損壊、暴力行為、窃盗、無免許運転、喫煙、飲酒、薬物乱用、染髪、著しい頭髮違反、ピアス、家出、深夜徘徊などの問題が起こった場合は、必ず管理職・生徒指導主事に連絡・報告をし、学年を越えて情報交換等を行い、共通認識のもと全教職員で指導にあたるものとする。
 - (1) 授業妨害、教職員への暴言、指導無視、授業エスケープについて
評議員が職員室に連絡し、授業者はそのまま授業を続ける。授業妨害、教職員への暴言、指導無視、エスケープした生徒には職員室にいる教職員で複数対応する。必ず保護者に連絡し、保護者と協力して指導する。場合によって別室指導を行う。
 - (2) 器物損壊について
器物損壊が確認された場合、学級や学年・全校集会で生徒に訴え、全体指導を行う。該当者がわかれば事実確認のあと、保護者連絡、来校要請をし、協力して指導する。場合によっては、別室指導や警察等の各関係機関と連携をする。
 - (3) 暴力行為について（生徒間暴力・対人暴力・対教師暴力）
暴力行為の現場を発見したら、すぐに多くの教職員で対応する。当事者から事実を確認し保護者連絡、来校を要請し指導する。場合によっては、別室指導や警察等の各関係機関と連携をする。
 - (4) 喫煙について
喫煙している生徒を発見したら直ちにやめさせる。当事者から事実を確認し保護者連絡、来校を要請し指導する。場合によっては、別室指導や警察等の各関係機関と連携をする。
 - (5) シンナー・アルコール・薬物乱用について
現場を発見したら、職員室に連絡し、必ず複数で対応する。当事者から事実を確認し保護者連絡、来校を要請し指導する。場合によっては、別室指導や警察等の各関係機関と連携をする。
 - (6) 染髪、著しい頭髮違反、ピアスについて
染髪、著しい頭髮違反、ピアスをしたまま登校した場合は、別室で対応する。説諭し、黒く染め直すか頭髮違反を正す、ピアスを外すように指導する。ピアスは、教職員が預かり保護者に返す。事実を確認し保護者連絡、来校を要請し指導する。場合によっては、別室指導を行う。
 - (7) いじめについて
別途定めている、本校いじめ防止基本方針にそって対応する。
 - (8) 家出、深夜徘徊について
家出、深夜徘徊があった場合は、警察等と連携し搜索する。繰り返し家出、深夜徘徊が行われる場合は、警察等と連携を図り未然防止の指導を行う。場合によっては、別室指導を行う。

第14条（反省指導）

- 1 問題行動を起こした生徒は、状況に応じて授業反省または個別指導等の特別な指導を、保護者との連携のもとに行う。
- 2 状況に応じた個別指導等とは次のとおりである。
 - (1) 1回目の指導について
 - ①担任が指導（説諭）する。
 - ②反省文を提出させる。

③事実確認を確実に行った上で、保護者に電話連絡をする。（状況により来校要請を行う。）

④2回目の指導内容を予告する。また、場合によっては別室指導を行う。

(2) 2回目の指導について

①担任・学年教員が指導（説諭）する。

②反省文を提出させる。

③事実確認をしっかりと行った上で、保護者と本人に来校してもらう。（各学年で対応）

④3回目の指導内容を予告する。また、場合によっては別室指導を行う。

(3) 3回目の指導について

①担任・学年教員・生徒指導主事が指導（説諭）する。

②反省文を提出させる。

③事実確認をしっかりと行った上で、保護者と本人に再度来校してもらう。（各学年・生徒指導主事で対応）

④4回目の指導内容を予告する。また、場合によっては別室指導を行う。

(4) 4回目の指導について

①担任・学年教員・生徒指導主事・管理職が指導（説諭）する。

②反省文を提出させる。

③事実確認をしっかりと行った上で、保護者と本人に再度来校してもらう。（各学年・生徒指導主事・管理職で対応）

④必要に応じて呉市教育委員会・警察・こども家庭センターなどの諸機関と保護者を交えた連携をし、本人に指導する。また、場合によっては別室指導を行う。

⑤5回目以降も4回目と同様に行う。

4 別室指導について

別室指導の目的

(1) 自ら起こした問題行動を二度と起こさないように反省し、よりよい充実した学校生活を送るためにどうすればよいか考えさせるために行う。

(2) 現在の自分を見つめ直し、今後どのように学校・家庭・社会生活を送ればよいか考える学習の場とする。

第15条 この規程に定めるもののほか、本校の生徒指導に必要な事項は校長が別に定める。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

令和4年4月1日より一部改正し、施行する。

令和5年4月1日より一部改正し、施行する。

令和6年4月1日より一部改正し、施行する。

令和7年4月1日より一部改正し、施行する。